

議案第 30 号

専決処分の承認を求めることについて（専決第 6 号）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 2 年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 2 年 6 月 4 日提出

篠栗町長 三 浦 正

（提案理由）

繰上充用に伴う令和 2 年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分について、議会の承認を求めるものである。

専決第6号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月25日

篠栗町長 三 浦 正

## 令和2年度篠栗町篠栗北地区産業団地 整備事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度篠栗町の篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ136,021千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,505,213千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月25日専決

篠栗町長 三 浦 正

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	財産収入	2,369,192	136,021	2,505,213
	1 財産売却収入	2,369,192	136,021	2,505,213
	歳 入 合 計	2,369,192	136,021	2,505,213

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	前年度繰上充用金	0	136,021	136,021
	1 前年度繰上充用金	0	136,021	136,021
	歳 出 合 計	2,369,192	136,021	2,505,213

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 財産収入	2,369,192	136,021	2,505,213
歳入合計	2,369,192	136,021	2,505,213

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
3 前年度繰上充用金	0	136,021	136,021				136,021
歳 出 合 計	2,369,192	136,021	2,505,213	0	0	0	136,021

2 歳 入

1 款 財産収入

136,021千円

1 項 財産売払収入

136,021千円

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 不動産売払収入	2,369,192	136,021	2,505,213
計	2,369,192	136,021	2,505,213

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
1 土地売払収入	136,021	土地売払収入 136,021



### 3 歳 出

3 款 前年度繰上充用金

136,021千円

1 項 前年度繰上充用金

136,021千円

目	補正前の額	補正額	補正額の財源内訳					節		説明
			計	特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 前年度繰上 充用金	千円 0	千円 136,021	千円 136,021	千円	千円	千円	千円	22 補償補填及び 賠償金	千円 136,021	千円 136,021 136,021 136,021
計	0	136,021	136,021	0	0	0	0			